

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（西日本旅客鉄道会社線内相互発着の普通回数乗車券一部廃止等に伴う改正）

現 行	改 正
<p>(前略)</p> <p>(普通回数乗車券の発売)</p> <p>第 39 条 旅客が、片道 200 キロメートル以内の区間の各駅相互間（ただし、山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間にかかわるものを除く。）を乗車する場合は、当該区間に有効な 11 券片の普通回数乗車券を発売する。ただし、<u>下関発又は着となるものを除く</u>九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間については、第 40 条及び別に定める割引の普通回数乗車券を除き発売を行わないものとする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(普通回数乗車券の発売)</p> <p>第 39 条 旅客が、片道 200 キロメートル以内の区間の各駅相互間（ただし、山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間にかかわるものを除く。）を乗車する場合は、当該区間に有効な 11 券片の普通回数乗車券を発売する。ただし、<u>西日本旅客鉄道会社線の別に定める区間内の駅相互発着となる区間及び</u>九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間については、第 40 条及び別に定める割引の普通回数乗車券を除き発売を行わないものとする。</p>
<p>(中略)</p> <p>(東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定)</p> <p>第 79 条 第 77 条及び前条の規定にかかわらず、東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、<u>次項</u>に定めるところにより特定の額を適用する。</p> <p><u>2 前項の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用する区間及び特定額は、別表第 2 号イの 6 のとおりとする。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定)</p> <p>第 79 条 第 77 条及び前条の規定にかかわらず、<u>別表第 2 号イの 6 に掲げる</u>東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、<u>同表</u>に定めるところにより特定の額を適用する。</p> <p><u>(削る)</u></p>
<p>(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h 及び i 以外の指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第 57 条第 2 項第 1 号及び第 8 項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金</p>	<p>(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h 及び i 以外の指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第 57 条第 2 項第 1 号及び第 8 項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金</p>

現 行	改 正
<p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>東京・新青森間の乗車区間に対して a、c 又は g の規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第 2 号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c 又は g のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第 1 項第 1 号イの(イ)の a <u>又は</u> c のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>東京・新青森間の乗車区間に対して第 1 項第 1 号イの(イ)の a、c 又は g の規定により計算した額と新青森 <u>駅</u>・奥津軽いまべつ <u>駅</u> 間に対する別表第 2 号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>② 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金</p> <p>七戸十和田・新青森間に対して第 1 項第 1 号イの(イ)の a 又は c の規定により計算した額から990円を低減した額と新青森・新函館北斗間に対する別表第 2 号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の特別急行料金</p> <p>(中略)</p> <p>j 第57条の 3 第 4 項の規定により、奥羽本線中福島・新庄間並びに</p>	<p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>東京・新青森間の乗車区間に対して a、c 又は g の規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第 2 号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c 又は g のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第 1 項第 1 号イの(イ)の a、<u>c 又は</u> g のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>東京・新青森間の乗車区間に対して第 1 項第 1 号イの(イ)の a、c 又は g の規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第 2 号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>② 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金</p> <p>七戸十和田・新青森間に対して第 1 項第 1 号イの(イ)の a 又は c の規定により計算した額から990円を低減した額と新青森・新函館北斗間の <u>乗車区間</u> に対する別表第 2 号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の特別急行料金</p> <p>(中略)</p> <p>j 第57条の 3 第 4 項の規定により、奥羽本線中福島・新庄間並びに</p>

現 行

田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間に発売する特別急行券

(中略)

(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

a b及びc以外の特別急行料金

(中略)

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで
料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の指定席特急料金

1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、520円とする。

(中略)

(特殊発売する急行券に対する急行料金)

第126条の3 第57条の5第1項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5割とする。

2 第57条の5第2項の規定により発売する編成変更特約の特別急行券に対する大人特別急行料金は、第125条第1項第1号ロの(イ)のb及びc、同号ロの(ロ)のb及びc、同号ロの(ハ)のb並びに同号ロの(ニ)のb及びcに規定する大人特別急行料金について5割を低減したものとする。

改 正

田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券

(中略)

(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

a b及びc以外の特別急行料金

(中略)

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで
料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金

1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、520円とする。

(中略)

(特殊発売する急行券に対する急行料金)

第126条の3 第57条の5第1項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5割とする。

2 第57条の5第2項の規定により発売する編成変更特約の特別急行券に対する大人特別急行料金は、第125条第1項第1号ロに定める立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金について5割を低減したものとする。

現 行	改 正																																
(中略)	(中略)																																
別表第2号イの6 東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定額 (円)	別表第2号イの6 東京附近等の特定区間における最短経路の大人片道普通旅客運賃の特定額 (円)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 間</th> <th>運 賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 京・西 船 橋</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>上 野・成 田</td> <td>940</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 間	運 賃	東 京・西 船 橋	310	上 野・成 田	940	(以下略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 間</th> <th>運 賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 京・西 船 橋</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>上 野・成 田</td> <td>940</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 間	運 賃	東 京・西 船 橋	310	上 野・成 田	940	(以下略)																	
区 間	運 賃																																
東 京・西 船 橋	310																																
上 野・成 田	940																																
(以下略)																																	
区 間	運 賃																																
東 京・西 船 橋	310																																
上 野・成 田	940																																
(以下略)																																	
(中略)	(中略)																																
別表第2号レ 東京附近等の特定区間における大人通勤定期旅客運賃の特定額 (円)	別表第2号レ 東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (円)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 間</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 京・西 船 橋</td> <td>9,220</td> <td>26,290</td> <td>44,260</td> </tr> <tr> <td>上 野・成 田</td> <td>27,530</td> <td>78,480</td> <td>134,640</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	東 京・西 船 橋	9,220	26,290	44,260	上 野・成 田	27,530	78,480	134,640	(以下略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 間</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 京・西 船 橋</td> <td>9,220</td> <td>26,290</td> <td>44,260</td> </tr> <tr> <td>上 野・成 田</td> <td>27,530</td> <td>78,480</td> <td>134,640</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	東 京・西 船 橋	9,220	26,290	44,260	上 野・成 田	27,530	78,480	134,640	(以下略)			
区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月																														
東 京・西 船 橋	9,220	26,290	44,260																														
上 野・成 田	27,530	78,480	134,640																														
(以下略)																																	
区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月																														
東 京・西 船 橋	9,220	26,290	44,260																														
上 野・成 田	27,530	78,480	134,640																														
(以下略)																																	
別表第2号レの2 東京附近等の特定区間における大人通学定期旅客運賃の特定額 (円)	別表第2号レの2 東京附近等の特定区間における最短経路の大人通学定期旅客運賃の特定額 (円)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 間</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 京・西 船 橋</td> <td>7,040</td> <td>20,100</td> <td>38,060</td> </tr> <tr> <td>上 野・成 田</td> <td>13,180</td> <td>37,550</td> <td>71,160</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	東 京・西 船 橋	7,040	20,100	38,060	上 野・成 田	13,180	37,550	71,160	(以下略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 間</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 京・西 船 橋</td> <td>7,040</td> <td>20,100</td> <td>38,060</td> </tr> <tr> <td>上 野・成 田</td> <td>13,180</td> <td>37,550</td> <td>71,160</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	東 京・西 船 橋	7,040	20,100	38,060	上 野・成 田	13,180	37,550	71,160	(以下略)			
区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月																														
東 京・西 船 橋	7,040	20,100	38,060																														
上 野・成 田	13,180	37,550	71,160																														
(以下略)																																	
区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月																														
東 京・西 船 橋	7,040	20,100	38,060																														
上 野・成 田	13,180	37,550	71,160																														
(以下略)																																	
(以下略)	(以下略)																																

附則  
この通達は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第79条、第125条、別表第2号イの6、別表第2号レ及び別表第2号レの2に係る改正は令和3年5月27日から適用する。